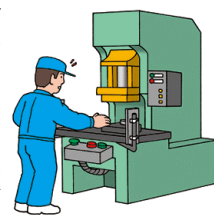


## 『機械装置の固定資産税 半減特例の手続き留意点』

中小企業庁は先般、中小企業等経営強化法に盛り込まれた機械装置の固定資産税半減特例の申請に係る詳細を明らかにした。対象となるのは最低取得価額が160万円以上、生産性が年平均1%以上向上する機械装置で、10年以内に販売開始され、同法の施行日以後に取得されたもの。

手続きとしてはまず設備メーカーを通じ、生産性の向上要件を確認できる「証明書」を工業会等に申請する。その証明書と計画申請書を事業分野別の主務大臣に提出して認定を受け、1月末ごろの償却資産の申告期限までに証明書と計画申請書、主務大臣からの計画認定書(いずれも写し)を自治体に提出し特例の申請を行う。認定後、計画の進捗を国が確認する仕組みは検討中だが、計画が未達であっても軽減された固定資産税の事後的な納付義務は生じない。工業会等の証明書の発行には申請から最大2カ月程度、主務大臣の認定には計画申請書の受理から最大30日を要するうえ、申請先の相違や書類の不備があると、差し戻されて手続きが長期化する。特に取得後に計画を提出する場合は、取得日から60日以内に受理されなければ特例が適用できなくなる。また取得年内に認定されないと減税期間が3年ではなく2年となってしまったため、余裕を持って行う必要がある。



## 『シニアの活躍』

超高齢化社会になって、シニア世代(一般に60歳以上)で就労している人が増加し、国策としての各種の推進策や保護策が注目されている。従来は勤め人等が定年になると、いわゆる隠居生活(年金生活)に入るイメージがあったが、現在では定年後も何年か仕事を続ける人が多数派になっている。この現象の理由は多種・複雑であるが、その例をいくつか挙げてみたい。

(1) 平均寿命が延びて(70年前と比べて約30年長い)、定年後の年数が従来の老後期間に比べて相当長くなった。老後必要資金がより高額になっている (2) 定年までは子供の教育費や住宅ローンに追われ、蓄えや年金が少なければ定年後も働き続けるほかはない (3) 定年前に退職して創業する「脱サラ」が流行った時代もあったが、その不安定さが勤め人等に敬遠され、定年後に創業したり実家の事業を継いだりする。シニアの活躍に積極的な企業は、雇用継続を延長するだけでなく、人材として活用手法を探っている。例えば、定年年齢の延長・定年の廃止、シニアが対応可能な仕事の創出、シニアが活躍しやすい就労環境の整備、シニアが働きやすい事業分野への進出等がある。今後は益々、シニアが長く就労出来る公的な推進策・保護策と企業の積極的取組みが必要になる。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)